

**仮訳**

- 草案 -

**1979年食品法に基づき制定する**

**保健省告示第...版(...年)**

**件名 ココア豆から得られる製品**

.....

消費者の健康を守り、国際規格に合わせるために、ココア豆から得られる製品の品質及び規格を設定することが適切であるため、1979年食品法の第5条の第1段落、第6条の(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(10)の権限に基づき、保健大臣が以下の通り告示する。

**第1条** ココア豆から得られる製品を品質規格管理食品とする。

**第2条** 本告示における用語の意味は以下の通りとする。

「ココアバター(Cocoa butter)」とは、ココア豆から得られる脂肪を指す。

「ココアパウダー(Cocoa powder)」とは、ココアマス(cocoa mass)又はココアリカー(Cocoa liquor)を圧搾方式による脂肪抽出工程にかけて得られる塊(Cocoa press cake)を砕いてココアの粉にした製品を指す。なお、低脂肪ココアパウダー(Fat-reduced cocoa powder)及び極低脂肪ココアパウダー(Highly Fat-reduced cocoa powder)も含む。

「カカオパウダー(Cacao powder)」とは、ココアマス(cocoa mass)又はココアリカー(Cocoa liquor)を冷却圧縮加工工程のみにかけて得られる製品を指す。

「ココアマス(Cocoa mass)」又は「ココアリカー(Cocoa liquor)」とは、焙煎されたココアニブ(cocoa nibs)を叩くか砕いて得られる製品を指す。

**第3条** 第2条に記すココア豆から得られる製品は、以下の品質又は規格に適合すること。

3.1 ココアバター(Cocoa butter)は、(オレイン酸(Oleic acid)として計算した)遊離脂肪酸の含有量が1.75%以下、かつ不けん化物(Unsaponifiable matter)が0.7%以下であること。ただし、圧搾により得られたココアバター(press cocoa butter)の場合は、0.35%以下であること。

3.2 ココアパウダー(Cocoa powder)

(1) ココアパウダー(Cocoa powder)は、乾燥重量で20%以上のココアバター(Cocoa butter)を含み、かつ水分の重量比が7%以下であること。

(2) 低脂肪ココアパウダー(Fat-reduced cocoa powder)は、乾燥重量で10%以上20%未満のココアバター(Cocoa butter)を含み、かつ水分の重量比が7%以下であること。

(3) 極低脂肪ココアパウダー(Highly Fat-reduced cocoa powder)は、乾燥重量で10%未満のココアバター(Cocoa butter)を含み、かつ水分の重量比が7%以下であること。

3.3 カカオパウダー(Cacao powder)は、乾燥重量で20%以上のココアバター(Cocoa butter)を含み、かつ水分の重量比が7%以下であること。

3.4 ココアマス(Cocoa mass)又はココアリカー(Cocoa liquor)は、脂肪が存在しない乾燥部分から計算したココア豆の殻の含有量が 5%以下、又は(ココアの殻のみに対して)アルカリを除いて計算した場合は1.75%以下であり、かつココアバター(Cocoa butter)が 47-60%を占めること。

**第 4 条** 食品添加物を用いる場合は、食品添加物に関する保健省告示を遵守すること。沸点が 62-82°Cのヘキサン(Hexane)を加工助剤として用いる場合は、残留値が 1mg/kg 以下であること。

**第 5 条** ココアパウダー(Cocoa powder)、ココアマス(Cocoa mass)又はココアリカー(Cocoa liquor)に香味剤を用いる場合は、香味剤に関する保健省告示を遵守し、特有の香味を付けるために適切かつ十分な量のみを用いること。ただし、チョコレート及びミルクに対する香味剤の使用は許可しない。

**第 6 条** 販売目的のココア豆から得られる製品の製造者又は輸入者は、食品の製造方法、製造に用いるツール・用具及び食品の保存に関する保健省告示を遵守すること。

**第 7 条** ココア豆から得られる製品の収納に用いる容器は、収納容器に関する保健省告示を遵守すること。

**第 8 条** ココア豆から得られる製品のラベルを表示する場合、収納容器入り食品のラベル表示に関する保健省告示を遵守すること。

**第 9 条** 本告示の施行日前に許可を取得しているココア豆から得られる製品の製造者、輸入者は、本告示の施行日から 2 年以内に本告示を正しく遵守すること。また引き続き販売を認めるが、本告示の施行日から 2 年以内とする。

**第 10 条** 本告示を官報告示日の翌日より施行する。

年 月 日告示

(注1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注2) 本告示については、2020 年 9 月 30 日まで意見公募が行われています。

<http://www.fda.moph.go.th/sites/food/SitePages/View.aspx?T=FoodNews&TF=1&IDdata=146>